

第 9 回

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

日 時 平成 1 5 年 9 月 2 6 日 (金) 午後 2 時 ~

場 所 本川村プラチナ交流センター 大ホール

第9回 伊野町・吾北村・本川村合併協議会

日時：平成15年9月26日（金） 午後2時～
場所：本川村プラチナ交流センター 大ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

(1) 協議事項

協議第35号 公の施設の取扱いについて〔協定項目第23-10号〕

協議第36号 学校教育関係の取扱いについて〔協定項目第23-15号〕

協議第37号 社会教育関係の取扱いについて〔協定項目第23-16号〕

(2) その他

第10回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について
今後の協議会の日程変更について

5 閉 会

第9回伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議資料目次

(1) 協議事項

- 協議第35号 公の施設の取扱いについて〔協定項目第23-10号〕…………… P 1～5
- 協議第36号 学校教育関係の取扱いについて〔協定項目第23-15号〕…………… P 6～17
- 協議第37号 社会教育関係の取扱いについて〔協定項目第23-16号〕…………… P 18～38

(2) その他

- 第10回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について…………… P 39
- 今後の協議会の日程変更について…………… P 39

協議第35号

公の施設の取扱いについて

別紙のとおり公の施設の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成15年9月26日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目	協定項目 2 3 1 0 公の施設の取扱い		
	伊野町	現 吾北村	況 本川村
社会福祉施設	すこやかセンター伊野 伊野町総合健康センター 伊野町社会福祉センター ウエルネス伊野	デイサービスセンター	高齢者コミュニティセンター 保健福祉センター
老人福祉施設	特別養護老人ホーム「偕楽荘」 定員90人 シルバーハウス 高齢者生きがいセンター 枝川北地区高齢者生きがいセンター 枝川南地区高齢者生きがいセンター 天王高齢者の家 成山七色の里	特別養護老人ホーム「吾北荘」 定員50人	寺川老人憩いの家 高齢者生活福祉センター「朝霧荘」
児童福祉施設	枝川保育所 定員120人 八田保育所 定員70人 川内保育所 定員60人 天神保育所 定員90人 神谷保育所 定員45人 北山児童公園 外23カ所	吾北保育所 定員30人 下八川児童館	へき地保育所 定員25名
幼稚園	伊野幼稚園 枝川幼稚園	清水幼稚園 上八川幼稚園 小川幼稚園 下八川幼稚園	脇ノ山幼稚園 越裏門幼稚園
小学校	枝川小学校 校舎・体育館・プール 伊野南小学校 校舎・体育館・プール 伊野小学校 校舎・体育館・プール 川内小学校 校舎・体育館・プール 神谷小学校 校舎・体育館 中追小学校 校舎・プール 勝賀瀬小学校 校舎・体育館・プール 柳瀬小学校(休校中) 校舎・プール 出来地小学校(休校中) 校舎	清水第一小学校 校舎・体育館・プール 上八川小学校 校舎・体育館・プール 小川小学校 校舎・体育館・プール 下八川小学校 校舎・体育館・プール 上東小学校(休校中) 校舎 三水小学校(休校中) 校舎 中央小学校(休校中) 校舎 清水第二小学校(休校中) 校舎	長沢小学校 校舎 本川小学校(休校中) 校舎・体育館・プール 越裏門小学校(休校中) 校舎・体育館・プール
中学校	伊野中学校 校舎・体育館・プール 神谷中学校 校舎・体育館・プール 伊野南中学校 校舎・体育館・プール 中追中学校(休校中) 校舎・体育館 瀬瀬中学校(休校中) 校舎・体育館・プール	吾北中学校 校舎・体育館・プール	本川中学校 校舎・体育館・プール 寄宿舎

項目	協定項目 2 3 1 0 公の施設の取扱い		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
教員住宅		上八川小学校 上東小学校 中央小学校 三水小学校 清水第一小学校 小川小学校 吾北中学校	長沢小学校 本川小学校 越裏門小学校 本川中学校
社会教育施設	伊野町立公民館 伊野町体育館 伊野町総合運動場野球場・テニスコート 伊野町立図書館	中央公民館 清水公民館 小川公民館 下八川公民館 吾北村立村民体育館 吾北村民運動場	プラチナ交流センター 脇ノ山公民館 越裏門公民館 郷土館 新郷土館 神楽研修館
集会所等	天王コミュニティセンター 池ノ内コミュニティセンター 八田コミュニティセンター 勝賀瀬公民館 波川西公民館 駅東公民館 是友公民館 波川公民館 中山公民館 池ノ内肩抜公民館 北浦公民館 奈呂集会所 藤ヶ瀬集会所 出来地集会所 柏原集会所 小鎌田集会所 八代集会所 北成山集会所 天神集会所 大八十集会所 川内複合集会施設 幸町集会所 楠瀬集会所 鎌田集会所 柳瀬集会所 保木集会所 高野谷集会所 天王南1丁目集会所 天王南2丁目集会所 天王南3丁目集会所 天王南5丁目集会所 天王南7丁目集会所 天王南8丁目集会所 天王南9丁目集会所 天王北1丁目集会所 天王北3丁目集会所 天王北4丁目集会所 石見老人里の家 野久保老人里の家 毛田老人憩いの家 谷老人憩いの家 駅南老人憩いの家 槇老人憩いの家 加田老人憩いの家 音竹老人憩いの家 加茂老人憩いの家 内野老人憩いの家 東浦老人憩いの家	西津賀才集会所 柳野公民館 東谷公民館 本郷集会所 中央地区多目的集会所 小申田集会所	基幹集落センター 葛原集会所 桑瀬集会所 中野川集会所 足谷集会所 高薮集会所 越裏門僻地集会所 戸中集会所 大森集会所 出合研修館 寺川老人憩いの家

項目	協定項目 2 3 1 0 公の施設の取扱い		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
公営住宅	西森団地 内野団地 八田団地 波川団地 枝川団地 高野谷団地 楠瀬団地	清水荘 上八川荘 小川荘 下八川荘 HOPE HOPE100 リバーサイド津賀才 西津賀才団地 吾北シルバーハウス	長沢団地 高藪団地 越裏門団地 長沢団地 脇ノ山団地 戸中団地 脇ノ山団地 脇ノ山団地 筋川団地 立橋団地
消防関係	池ノ内コミュニティ消防センター 柳瀬消防屯所 コミュニティ防災センター 鹿敷消防屯所 加田消防屯所 勝賀瀬消防屯所 出来地消防屯所 波川消防屯所 八田コミュニティ消防センター 神谷コミュニティ消防センター 大内消防屯所	下八川消防屯所 柳野消防屯所 川又消防屯所 高岩消防屯所 上八川消防屯所 清水消防屯所 新別消防屯所 上八川三水消防屯所 日比原消防屯所 川窪消防屯所 上八川柿藪団消防屯所 小川西津賀才消防屯所	第1分団消防屯所 第2分団消防屯所 第3分団消防屯所
農林水産業関係	農村婦人の家 中追農業協同館 大内南の谷集落センター 中追東農業協同館 八代多目的センター 鹿敷生活改善センター 柳瀬直売所 土佐和紙工芸村	山村開発センター 柳野集落センター 長引農産物出荷調整所 吾北村農業公社 森林生態学習館 道の駅物産館	産業センター 越裏門農業技術施設 グリーンワーカー事務所 グリーンワーカー住宅 農林業会館
商工観光関係施設	土佐和紙伝統産業会館 ギャラリーコバ	グリーンパークほどの 特産品販売所	道の駅木の香 寒風茶屋 高藪水工場 山荘しらす 瓶ヶ森茶屋 よさこい茶屋 本川村直売所 木の根ふれあいの森 白猪谷バンガロー

項目	協定項目 2 3 1 0 公の施設の取扱い 現 況
参考法令等	<p>【地方自治法】 （公の施設） 第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。 2 普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。 （公の施設の設置、管理及び廃止） 第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。 4 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、管理受託者（前項の規定に基づき公の施設の管理の委託を受けたものをいう。以下本条において同じ。）に当該公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該管理受託者の収入として収受させることができる。 5 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、管理受託者が定めるものとする。この場合において、管理受託者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。 6 普通地方公共団体の長又は委員会は、委託に係る公の施設の管理の適正を期するため、管理受託者に対して、当該委託に係る業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p>
調整方針（案）	<p>3町村において、現在保有している公の施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。 公の施設の名称については、必要に応じ合併後調整する。</p>
協議の結果	

協議第36号

学校教育関係の取扱いについて

別紙のとおり学校教育関係の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成15年9月26日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目	協定項目 23 - 15 学校教育関係の取扱い		
	伊野町	吾北村	本川村
教育表彰	教育委員会表彰規程なし	教育委員会表彰規程なし	<p>【概要】 村の教育・文化・スポーツ・その他教育全般にわたり村の教育振興に寄与し、又は村民の模範と認められる者を表彰する。</p> <p>【対象】 本川村教育委員会表彰規則第2条に該当するもの 職員 児童・生徒 学校 委員 団体</p> <p>【表彰区分】 一般 功績 勤続 善行 学校 文化 社会教育 スポーツ</p>
学校給食	<p>【給食形態】 完全給食</p> <p>【調理方式】 単独校方式、一部共同調理</p> <p>【給食費】 小学校 1食 220円～230円 中学校 1食 250円～270円</p>	<p>【給食形態】 ミルク給食</p> <p>【給食費】 1食 50円</p>	<p>【給食形態】 完全給食</p> <p>【調理方式】 単独校方式（小学校は中学校より配送）</p> <p>【給食費】 小学校 1食 260円 中学校 1食 290円</p>
修学旅行助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 該当なし ・中学校 該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 該当なし ・中学校 該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 【助成対象者】 保護者 【助成額】 1人当り 20,000円 ・中学校 【助成対象者】 保護者 【助成額】 1人当り 20,000円

項目	協定項目 2 3 - 1 5 学校教育関係の取扱い		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
国際理解教育事業 (受入事業 交流事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・体験留學生徒受入事業 該当なし ・国際交流事業 該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・体験留學生徒受入事業 【目的】 留學生を受入れることにより、子どもたちが交流を通して知識と友好を深める。 【概要】 留学希望の生徒を、吾北中学校が受け入れ、生徒の家庭にホームステイをさせる。期間は、約3ヵ月程度 【実績】 H13年度 モンゴルより生徒2名受け入れ 補助金 210,000円 ・国際交流事業 【目的】 吾北・吾川・池川・仁淀の四ヶ町村のALT及び担当教員、担当者等が交流することにより、ALTが日本での生活にいち早くなれるだけでなく、交流授業やイングリッシュキャンプの開催など、より広域的な取り組みができる。 【内容】 定例会を開き問題点の解決等を行う。交流事業の開催。中学生のイングリッシュキャンプの開催(持ち回り) 【費用】 イングリッシュキャンプ参加負担金 中学生1人当たり 2,000円補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・体験留學生徒受入事業 該当なし ・国際交流事業 該当なし
ヘルメット購入 補助事業	<ul style="list-style-type: none"> 【目的】 中学校生徒の通学用ヘルメットの購入費用の一部補助によって、通学における安全確保と保護者の負担の軽減を図る。 【概要】 慣例により補助金を交付 1. 14年度実績 中学生 21人 2. 補助対象者 伊野町住民で、自転車通学を許可された生徒等 3. 補助内訳 予算額5万円以内 1/2補助 	<ul style="list-style-type: none"> 【目的】 中学校生徒の通学用ヘルメットの購入費用の一部補助によって、通学における安全確保と保護者の負担の軽減を図る。 【概要】 申請により補助金を交付 1. 13年度実績 なし 2. 補助対象者 吾北中学校生徒で通学のために自転車を使用するもの 3. 補助内訳 2/3補助 	該当なし

項目	協定項目 2 3 - 1 5 学校教育関係の取扱い		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
幼稚園就園援助	<p>・授業料の減額・免除</p> <p>【事業目的】 家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【対象者】 伊野町に住所を有し、幼稚園に在園させている家庭で、次に該当するもの。 生活保護法の規定による保護を受けている世帯 当該年度に納付すべき町民税非課税世帯 当該年度に納付すべき町民税所得割非課税世帯</p> <p>【減免金額】 就園中の園児 第1子 20,000円 第2子 36,000円 第3子 52,000円 事業負担は約1/3国負担</p>	<p>・授業料の減額・免除</p> <p>【事業の目的】 家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【対象者】 幼稚園児在園家庭で生活保護法による保護を受けている世帯及びこれに準ずるものと教育委員会が認めたもの</p> <p>【負担割合】 全額村負担（補助申請していない）</p> <p>・幼稚園在園時間延長事業</p> <p>【事業の目的】 家庭の状況に応じて、平常保育時間をこえて保育を必要とする園児のため</p> <p>【内容】 延長日は通常の幼稚園開園日、2時30分から4時30分までとする。 延長料金は無料とする。</p>	<p>・授業料の減額・免除</p> <p>【事業目的】 家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【対象者】 本川村に住所を有し、当該年度に納付すべき村民税の所得割が非課税となる世帯及び生活保護法の規定による保護を受けている世帯</p> <p>【減免金額】 18,000円(1,500×12月分) 事業負担は約1/3国負担</p> <p>14年度から休園中であるので、現在運用はされていない。</p>
公立幼稚園運営	<p>【事業目的】 小学校就学前の幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長する。</p> <p>【名称】 伊野幼稚園 定員 165名 現員 99名 4学級 枝川幼稚園 定員 95名 現員 66名 3学級</p> <p>【職員数】 伊野幼稚園 園長1名 教頭1名 正職員2名 臨時講師6名 枝川幼稚園 園長1名 教頭1名 正職員2名 臨時講師4名</p> <p>【授業料】 月額 4,400円</p>	<p>【事業目的】 小学校就学前の幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長する。</p> <p>【名称】 清水幼稚園 定員 40名 14年度より休園中 上八川幼稚園 定員 30名 15年度 9名 小川幼稚園 定員 30名 " 9名 下八川幼稚園 定員 40名 " 10名</p> <p>【職員数】 上八川幼稚園 主任教諭1名 臨時講師1名 小川幼稚園 主任教諭1名 助手1名 下八川幼稚園 教諭1名 助手1名</p> <p>【授業料】 月額 4,000円</p>	<p>【事業目的】 小学校就学前の幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長する。</p> <p>【名称】 脇ノ山幼稚園 定員 30名 14年度より休園中 越裏門幼稚園 定員 30名 14年度より休園中</p> <p>【授業料】 月額 1,500円</p>

項目	協定項目 2 3 - 1 5 学校教育関係の取扱い		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
中学校職場体験学習	<p>【目的】 卒業後の進路に関係なく、働くことや社会に奉仕することの喜びを体験する 望ましい勤労観・職業観を養い、将来の生き方についての自覚を高める 地域の事業所に訪問することで、地域を見つめる機会とする 自らの意志によって粘り強く行動する態度を育成する 社会の一員として、自己の生活を見直す 地域の人とのふれあい、また体験したことを交流することによってコミュニケーション能力を育成する</p> <p>【実施対象】 神谷中学校 2年 12名 伊野中学校 3年 120名 伊野南中学校 2年 100名</p>	該当なし	<p>【目的】 子ども達が学校を離れて体験活動(勤労生産体験、職場体験、福祉体験)を行うことにより、限られた自然条件の中で、豊かな感性や創造性を高める。さらに地域で働く人々との関わりをもつことによって、郷土を見直し、自分らしさを発見できるようたくましく生きる力を育成する。</p> <p>【実施対象】 本川中学校 全学年</p>
中学校寄宿舎管理運営	該当なし	該当なし	<p>・本川中学校寄宿舎「みどり寮」</p> <p>【入舎できる者】 本川中学校の生徒で、入舎希望の者 山村留学生</p> <p>【帰省】 休業日・休日・国民の祝日の前日・金曜日等但し理由(規則4条該当)により在舎を認める</p> <p>【居住費】 原則として免除(山村留学生は山村留学実施規則で別に定める)</p> <p>【寄宿舎職員】 舎監(教職員・指導員で交替勤務) 寄宿舎の管理及寄宿舎における生徒の指導寮母(村職員2名で交替勤務) 寄宿舎における世話・指導調理員(村職員4名 臨時 3名:給食兼務) 調理及び寄宿舎における生徒の指導</p> <p>【運営補助】 国・へき地児童生徒援助費等補助金 14年度実績 事業費 13,125,000円 補助金 2,993,000円</p>

項目	協定項目 2 3 - 1 5 学校教育関係の取扱い		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
本川中学校 山村留学	該当なし	該当なし	<p>【目的】 本川村の学校教育の振興と充実を期するため、山村への留学を希望する生徒を受け入れ、豊かな自然環境と人情味あふれる地域の人々との触れ合いを通し、子ども達の豊かな人間性を育成し地域の活性化に寄与する事を目的とする。</p> <p>【募集基準及び人員】 小規模校での就学を子ども自身が強く希望し、決意している者 募集人員は教育委員会と中学校と協議して定める</p> <p>【留学期間】 原則1年以上</p> <p>【事務手順】 毎年11月1日から2月末(15年度分は25日とした)まで募集(新聞・インターネット等)連絡により申請書等送付・受付 3月に面接等(審査会) 決定通知</p> <p>【費用負担】 食費・布団リース料等村負担 施設協力費として、保護者は月額20,000円必要(8月は徴収しない) 給食費・こづかい・学用品等は保護者負担</p>
吾北分校新入生 授業料補助	該当なし	<p>【事業の目的】 吾北分校の新入生に対し授業料を補助することにより吾北分校の生徒数の確保と育成強化を図る</p> <p>【概要】 授業料収納済み明細書に基づき補助金を交付 13年度実績 対象15名 金額 1,627,500円 補助対象者 吾北分校入学者で第一学年に入学したものに限り、当該生徒世帯に村へ納入すべき村税・使用料・手数料・分担金・その他村に対する債務を滞納していないもの</p> <p>事務手順 ・吾北分校より授業料収納明細書の提出 ・審査、支給事務処理、補助金交付</p> <p>【事業の負担割合】 村：10割負担</p>	該当なし

項目	協定項目 2 3 - 1 5 学校教育関係の取扱い		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
教育研究所	<p>・伊野町教育研究所</p> <p>【事業目的】 教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修等を行い伊野町の教育の振興を図る。</p> <p>【事務】 教育に関する専門的技術的事項の調査研究 教育関係職員の研修に関すること 教育に関する資料の収集及び利用 その他教育の充実振興に関すること</p> <p>【職員】 所長 1名（嘱託） 次長 1名（校長会長） 研究員 2名（学校職員）</p> <p>・運営委員会（小中学校長）10名 ・指導主事補（各学校教頭）9名 ・部門別研究 町研部会、教科専門部会、小規模校部会 ・各種研究会 ・研修訪問 ・自主研究生</p> <p>【事業費】 5,288,787円</p>	該当なし	<p>・嶺北教育研究所</p> <p>【目的】 大豊町、本山町、土佐町、大川村、本川村の公立小・中学校の教育に関する専門的、技術的事項の研究並びに教育関係職員の研修を行い、各種教育活動についての援助等を行い嶺北地域に貢献する人材の育成を目的とする。</p> <p>【設置場所】 高知県立嶺北高等学校内</p> <p>【職員】 所長 1名 所員 若干名 事務員 1名</p> <p>【事業方針】 支援事業・調査研究事業・研修事業 ・複式・小規模校教育の推進 ・保・幼・小・中・高連携教育の推進 ・研究協力体制 ・その他の支援</p> <p>【運営管理】 研究所の運営管理が適正かつ円滑ならしめるため、嶺北広域行政事務組合教育委員会を置く</p> <p>【嶺北広域行政事務組合教育委員会】 嶺北地域内各教育委員会等の関係機関と連携を密にし、学校教育、社会教育の充実振興に努め、生涯学習体系のもとに児童・生徒の郷土愛の育成と地域を守る人材の育成を基調とする教育を推進する。</p>
適応指導教室	<p>・「のぞみ教室」</p> <p>【事業目的】 子供たちの生き方（心の問題、学習相談等）の支援と自立事業に関することを行う。</p> <p>【支援内容】 1.不登校の児童・生徒及び保護者に対するカウンセリング 2.各教科の学習、自然体験学習、スポーツ活動、集団生活学習、作業、学習、製作学習等 3.その他</p> <p>【運営会議】 教室の運営について必要な協議をする 委員22名以内（現在19名） 校長、養護教諭、心の教室相談員、地域代表 研究所長等</p> <p>【職員】 室長 1名 教育相談員 1名 指導員 4名（常勤2名、非常勤2名）</p> <p>【事業費】 10,791,141円</p>	該当なし	該当なし

項目	協定項目 23 - 15 学校教育関係の取扱い		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
プール開放	<p>【目的】 児童の健全な発達のために、町立小学校が夏期休業期間中に開放する水泳場の安全管理を目的とする。</p> <p>【補助金】 1校あたり 12,500円 平成13年度 12,500円×5校 枝川小、伊野小、伊野南小、川内小、神谷小</p>	<p>【概要】 夏期休業中学校のプールを子ども達に開放し、安全のため監視委員をつける。</p> <p>【期間・場所】 夏期休業中 開放する学校 上八川・下八川・小川・清水第一・上東・三水の6ヶ所</p> <p>【時間】 13時から15時</p> <p>【監視員】 常時2人ずつ 1人はPTAから 1人は村の雇用者 (吾北分校生徒に協力依頼)</p> <p>【賃金】 1時間あたり 1,400円</p> <p>【開放しない日】 各学校で決定した日及び悪天候の日</p> <p>【利用者】 当管轄下の幼稚園、小学校、中学校の幼児、児童、生徒</p>	<p>【概要】 夏期休業中、学校のプールを子ども達に開放する、低学年もいる事であり危険防止の為、監視員をつける。</p> <p>【期間・場所】 夏期休業中 本川小・越裏門小・本川中の3ヶ所</p> <p>【時間】 12時から16時</p> <p>【監視員】 常時2人ずつ 村職員(用務員・寮母・調理員・指導員) PTA 臨時職員及び地域の人を雇用</p> <p>【賃金】 3,600円(男女共) 村職員は除く PTAは団体の為報償費にて支払い</p> <p>【開放しない日】 村のお祭りの日、大雨等悪天候の日</p> <p>【利用者】 幼児から学生(一般開放無し) 幼児は引率者要</p>
休校管理	<p>【目的】 休校中の学校について、有効利用と適正管理を図る。</p> <p>【対象校】 休校中 小学校 出来地小学校 柳瀬小学校 中学校 中 追中学校 三 瀬中学校</p> <p>【清掃等管理】 地元の区長に依頼 草刈り等作業について 1人約5,000円</p>	<p>【目的】 休校中の学校について、有効利用と適正管理を図る。</p> <p>【対象校】 休校中 小学校 清水第2小学校 三水小学校 中央小学校 上東小学校</p> <p>【清掃等管理】 ・鍵保管委託 3校委託 年20,000円保管料 ・清掃依頼 地域子ども会、老人クラブ等 年間 96,000円(6,400円×15人役) ・夏季プール開放</p>	<p>【目的】 休校中の学校について、有効利用と適正管理を図る。</p> <p>【対象校】 休校中 小学校 越裏門小学校 本川小学校</p> <p>【清掃等管理】 休校校の管理賃金(2校)1ヶ月予算 1日6,400円×8日分以内×2人</p>

項目	協定項目 2 3 - 1 5 学校教育関係の取扱い		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
地域教育推進事業	<p>【目的】 学校・家庭・地域社会が連携と、地域ぐるみ教育を図る。</p> <p>伊野町地域教育推進協議会 30名以内で構成(現在24名) 子供の意見・要望・夢を実現するために4つの実践隊活動を行っている(いのっ子応援団)</p> <p>ディスカバー探検隊 伊野を知らない子供さんに伊野のいろんなところを知ってもらい伊野を好きになってもらう「感動体験活動」を行ってきた。</p> <p>伊野めいっぱい体験隊 伊野をもっと詳しく知りたいという子供さんたちに体験を通して、伊野を好きになってもらう[学びたい験活動]を行ってきた。</p> <p>あいさつ応援隊 町内の学校の挨拶運動を応援し、あいさつの気持ちを高めていく活動をしてきた。</p> <p>こどもの夢・意見実現隊 子供さんの夢や意見を地域の協力を得て共に汗を流しながら実現させてゆく活動をしてきた。</p>	<p>【概要】 あいさつ運動(366,000円) ・あいさつ標語の募集 ・あいさつ運動のぼり作成</p> <p>読書運動(300,000円) ・次代への希望キャンペーン (1歳の誕生日に絵本の配布) ・おはなし会の開催 ・読み聞かせボランティアへの活動支援</p> <p>学校週5日制対策事業(554,000円) ・土曜日に子ども対象の文化教室の開催(パソコン,写真,工芸等)</p> <p>地域教育推進協議会(予算なし) ・協議会の開催(年間2~3回) ・教育懇談会の開催</p>	<p>【目的】 学校・家庭・地域社会が連携を図り、本川村ならではの教育に取り組む</p> <p>地域ぐるみ教育推進協議会 各関係機関(校長・PTA会長・青年団、婦人会、子ども会等代表者・地域での産業、経済、文化等についての有識者・教育委員会)から構成し、協議する。</p> <p>【協議事項】 ・学校・家庭・地域社会の役割分担のあり方と相互連携の強化の方策に関する事 ・地域に開かれた学校づくりの事 ・いじめ、不登校、心身の健康などの教育課題に関する事 ・学校外活動の充実に関する事 ・地域の教育力の充実に関する事 ・地域教育ボランティア活動体制の充実に関する事 ・学校週5日制への対応に関する事 ・社会教育関係団体、関係機関との連携に関する事 ・その他推進協議会において協議を要する事項</p>

項目	協定項目 2 3 - 1 5 学校教育関係の取扱い
留意事項	学校教育事業については、教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図ることが必要である。
調整方針(案)	<p>教育表彰については、新町において検討する。</p> <p>学校給食については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。</p> <p>修学旅行助成事業については、事前に調整のうえ、合併後検討する。</p> <p>奨学金貸付事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。</p> <p>国際理解教育事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、派遣・交流事業は合併後調整し、受入事業は合併後検討する。</p> <p>ヘルメット購入補助事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。</p> <p>教育相談員事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併時統合する。</p> <p>心の教室相談員事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>A L T 派遣事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>スクールカウンセラー事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>教育指導員事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。</p> <p>幼稚園就園援助については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。</p> <p>公立幼稚園運営については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。</p> <p>中学校職場体験学習については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。</p> <p>中学校寄宿舎管理運営については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>本川中学校山村留学については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>吾北分校新入生授業料補助については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>教育研究所については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。</p> <p>適応指導教室については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>プール開放については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。</p> <p>休校管理については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。</p> <p>地域教育推進事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。</p>
協議の結果	

協議第37号

社会教育関係の取扱いについて

別紙のとおり社会教育関係の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成15年9月26日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目		協定項目 2 3 1 6 社会教育関係の取扱い		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
社会教育委員	根拠法令等	社会教育法	社会教育法 吾北村社会教育委員の定数及び任期に関する条例 吾北村社会教育委員に関する規則	社会教育法 本川村社会教育委員会に関する条例 本川村社会教育委員会議運営規則
	概要	社会教育法の規定により、社会教育委員を置く。	社会教育法の規定により、社会教育委員を置く。	社会教育法の規定により、社会教育委員を置く。
	定数	15名以内(公民館運営審議会委員を充てる)	15名以内(公民館運営審議会委員を充てる)	5名
	選出区分	管内学校長 若干名 団体機関代表者 若干名 学識経験者 若干名	村立小・中学校長の代表 社会教育団体の長 学識経験者	学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者
	任期	2年(平成14年11月1日～平成16年10月31日)	2年(平成13年10月1日～平成15年9月30日)	2年(平成14年4月1日～平成16年3月31日)
	会議の開催	年2回	年2回 (定例会12月・4月、臨時会)	年3回 (研修会への参加2回)
参考法令	<p>【社会教育法】 (社会教育委員の構成) 第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。 2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。 (社会教育委員の職務) 第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、下記の職務を行う。 1 社会教育に関する諸計画を立案すること。 2 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。 3 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。 (社会教育委員の定数等) 第18条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。</p>			
社会教育指導員	根拠法令等	伊野町社会教育指導員設置に関する規則	吾北村社会教育指導員設置等に関する規則	本川村社会教育指導員設置に関する規則
	概要	社会教育の一層の振興を図る。	社会教育の一層の振興を図る。	社会教育の一層の振興を図る。
	職務	社会教育に関する直接指導及び学習相談、社会教育団体の育成等を行うこと。	社会教育に関する指導、助言、事業の企画、実施などの業務に従事する。	社会教育推進のため必要な専門事項について指導助言に関する業務に従事する。
	選任	教育委員会が次の各号のいずれかに該当する者のうちから任命する。 ・社会教育主事講習の終了証書を有する者、又は教育職員普通免許状を有する者で3年以上教育に関係のある職にあった者 ・文部科学大臣の指定する社会教育に関係のある職又は事業に3年以上あった者 ・前2号にかかげる者のほか社会教育に関する学識経験を有する者	教育委員会が次の事項に該当する者のうちから任命する。 ・健康かつ活動的な者 ・年齢は70歳未満の者 ・社会教育に関する識見と特定の分野における専門的な指導技術を身につけている者 ・住民から信頼される者 ・再任は差しつかえないが、通算年数が原則として3年を超えない者	教育委員会が次の各号のいずれかに該当する者のうちから任命する。 ・社会教育主事の資格を有する者、又は教育職員普通免許を有する者で3年以上教育に関係のある職員であった者 ・社会教育に関係のある職又は事業に3年以上の経験を有する者 ・前2号に掲げるもののほか、社会教育に関する学識経験者で65歳未満の者
	任期	1年(再任をすることができる)	1年(再任の場合はその通算年数は3年を超えないこと)	1年(再任をすることができる)
	勤務	常勤(1名)	非常勤職員とし、週3日(24時間)以上 吾北村は、平成13年度を最後に社会教育指導員を設置していない	月おおむね17日以上 本川村は平成12年度を最後に社会教育指導員を設置していない

項目		協定項目 2 3 1 6 社会教育関係の取扱い		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
成人教育式	概要	年度内に満20歳を迎える町民・町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。	年度内に20歳を迎える村民（村出身者等を含む）を対象として、新成人を祝う式典を開催する。	年度内に満20歳を迎える村内、小中学校卒業生、在住者、在勤者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。
	実施及び会場	成人の日の前日（1月第2日曜日） すこやかセンター	1月3日 吾北村中央公民館	1月2日 村プラチナ交流センター
	事務手順	<ul style="list-style-type: none"> 実行委員会は組織せず、教育委員会事務局で行う。 住民基本台帳より新成人該当者の名簿を作成 住民基本台帳にはないが、町出身者で出席を希望する者は、申し出てもらえば名簿に加える。 11月発行の町広報に式典開催の案内掲載 1,000円/人の記念品（町商工会の商品券） 11月中に該当者に案内状送付 当日は、10時から出席者の受付を始め、10時30分に開会する。 	<ul style="list-style-type: none"> 実行委員会は組織していないが、教育委員会と青年団が主催し実施している。 青年団に補助金を支出し、多彩な企画等を準備してもらっている。 住民基本台帳より新成人該当者の名簿を作成 12月発行の村広報に案内を掲載 住民基本台帳にはないが村出身者等で出席を希望する者は、申し出てもらい名簿に加える。 該当者が分かれば、教育委員会事務局より通知文書を送付。また来賓者へ文書送付。 当日は10時より受付を行い、10時30分より式典を開会する。 	<ul style="list-style-type: none"> 実行委員会等は組織せず、教育委員会事務局で行う 小中学校卒業生名簿及び住民基本台帳により新成人該当者名簿を作成 10,000円/人の予算で記念品を贈る 11月中旬に往復ハガキにて出欠確認 式典出席者は、議会議員、三役、課長級、教育委員、教委事務局、各団体の代表者等40名程度 当日は10時開会 式典
	式典	<ul style="list-style-type: none"> 式典（厳粛かつ簡素に） 開会の挨拶 国歌斉唱 主催者挨拶 来賓（県議会議員・町議会議長）祝辞 祝電披露 記念品贈呈 新成人謝辞 町歌斉唱 閉式の言葉 式典終了後 新成人の主張、記念撮影 約1時間で終了 受付簿で出席者を確認し、後日記念写真を送付する。 	<ul style="list-style-type: none"> 式典 開会のことば（教育長） 国歌斉唱 主催者挨拶（教育委員長） 式辞（村長） 記念品贈呈 来賓祝辞（議会議長、社会教育委員長） 来賓者紹介、祝電披露、新成人者紹介 謝辞（成人代表者） 閉会のことば（教育長） 式典終了後 青年団主催によるアトラクション 立食パーティー 記念撮影 紙風船の放飞 終了は13時 後日、記念撮影参加者へ写真を送付 	<ul style="list-style-type: none"> 式典 村長挨拶 祝辞 （議会議長・教育委員長・中学校生徒会長） 祝電披露 記念品贈呈 新成人謝辞 式典終了後、記念撮影、村太鼓振興会による祝い太鼓、場所を移動して記念植樹 その後、各団体の代表者等（10名程度）と昼食会（アルコールあり）を実施 式典出席者全員に折り詰め弁当を配付 後日、記念写真を送付（新成人のみ） 記念品は欠席者にも送付する。
予算等	<ul style="list-style-type: none"> 記念品 1,000円×270人 協力者謝金 5,000円×5人 主張発表者等謝礼（図書券） 5,000円×4人 記念写真 630円×220人 消耗品費 30,000円 印刷製本費 120,000円 通信運搬費 100,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 記念品代 会場用花代 紙風船及び注入ガス代 立食パーティー費用 写真代 アトラクション用賞品代 通信費、消耗品費など 関係団体等から依頼のある啓発用パンフレット等を当日の資料とあわせて配付 	<ul style="list-style-type: none"> 記念品 10,000円×9名 記念写真等 3,000円 折り詰め弁当 156,000円 植樹苗木代 12,000円 植樹標柱代 3,000円 標柱作成代 12,000円 昼食会ビール等 11,000円 式で飾る花代等 50,000円 	

項目		協定項目 2 3 1 6 社会教育関係の取扱い		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
社会教育	家庭教育事業	<p>家庭での子育ての在り方やしつけを学ぶなかで、地域社会の一員としての意識や連帯感を持てるよう支援する。</p> <p>【事業内容】 家庭教育学級、親子ふれあい教室</p> <p>【主催】 町内幼稚・保育園（所）・小学校</p> <p>【予算】平成14年度 報償費 720,000円 旅費 10,000円 需用費 130,000円 役務費 130,000円 使用料及び賃借料 110,000円</p> <p>【開催期間】 4月から翌年3月まで</p> <p>【講師】 医師、栄養士、カウンセラー等</p> <p>【事務手順】 講師交渉及び依頼、謝金の準備及び精算</p>	<p>地域教育推進協議会と協力しながら家庭・地域教育力の再生と向上に努める。</p> <p>子ども読書活動事業 ブックスタート事業など</p>	<p>地域教育推進協議会と協力しながら家庭・地域教育力の再生と向上に努める。</p> <p>家庭教育学級を小中学校で各学期毎に1回、年間3回実施し、うち1回は人権に関する学習を取り入れている（参観日と同日に実施）。</p> <p>各学校に配当予算あり 1校当たり 報償費 20,000円 旅費 20,000円 需用費 20,000円</p>
	各種講座の開催	<p>生涯学習の推進</p> <p>高齢者教育 8～9回の講演会を開催 生涯学習講座 春6講座、秋～冬14講座 人づくりまちづくり講座 1回主に講演会を開催 子供自然教室 7～8回 夏休みに実施 民謡教室 年間48回 生涯学習出前講座 年間5回 その他 ウォークラリーの実施 こども川柳入選者への記念品交付</p>	<p>生涯学習の推進</p> <p>てんさい集まれ！10年式 村内の10歳（小学4年生）を村民みんなでお祝いする吾北村独自の行事。 〔てんさいの儀式〕 5月上旬に程野で実施。 記念証交付式、暗闇探検、音との出会い、フリートーク、宿泊、記念植樹など 〔冊子「てんさいの主張」作成〕 てんさいたちへのアンケートをもとに冊子を作成。 行事の様子なども紹介し広範囲にPRを行なう。 ケーキ屋さん体験教室（年1回） 子どもの夢に多いケーキ職人を体験してもらう。 村内の小學生に呼びかけ、村中央公民館で開催。 ケーキについての話やプロの技を見てもらう。 また、実際にプロの指導でケーキを作る。</p>	<p>生涯学習の推進</p> <p>女性学級（すべて送迎） 7月 開講式及び研修会 11月 日帰り研修 12月 研修会に出席 2月 日帰り研修 高齢者学級（すべて送迎） 6月 開講式及び研修会 9月 2泊3日県外研修 IT講習（送迎なし） 総務課主催で実施 【講師謝礼】 村内 7,000円 村外 11,000円 旅費実費支給 【補助金】 女性学級 日帰り研修に補助金を支給している。行き先、参加人数、予算に応じて2,000円～5,000円で予算250,000円 高齢者学級 2泊3日研修に補助金を支給している。ひとり15,000円で予算450,000円 【使用料】 女性学級 貸し切りバス借上げ250,000円 高齢者学級 貸し切りバス借上げ400,000円</p>

項目		協定項目 2 3 1 6 社会教育関係の取扱い		
		現		況
		伊野町	吾北村	本川村
社会教育	校庭開放児童会			
	目的	学校運営に支障のない範囲で、校庭その他の学校施設を開放し、児童の健全な育成を図る。		
	開設校	伊野小学校校庭開放児童会 (ひまわり) 定員 50名(町立) 枝川小学校校庭開放児童会 (さくらんぼ) 定員 50名(町立) 伊野南小学校校庭開放児童会(ログハウス) 定員 50名(委託)		
	指導員	伊野小学校校庭開放児童会 非常勤臨時職員 2名 枝川小学校校庭開放児童会 非常勤臨時職員 2名 伊野南小学校校庭開放児童会 非常勤臨時職員 2名	該当なし	該当なし
	利用料	伊野・枝川小学校校庭開放児童会 月額 3,000円 伊野南小学校校庭開放児童会 月額 6,000円		

項目		協定項目 2 3 1 6 社会教育関係の取扱い		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
スポーツ 体育会	目的	伊野町の体育行政に協力、連携し、伊野町における社会体育の普及、振興を図り、町民の健康を増進するとともに、各種大会を通じて好ましい人間関係をつくり、明るい地域社会の建設と青少年の健全な育成を図る。	村民の競技力向上やスポーツの振興をめざす。	村民のスポーツ振興と体位の向上及び健康推進を図り、明るく豊かな生活に資することを目的とする。
	概要	28の部（うち休部4部）によって組織、構成されている。 陸上、野球、ソフトボール、女子ソフトボール、シニアソフトボール、バレーボール、相撲、剣道、バスケットボール、卓球、バトミントン、空手（休部中）、なぎなた、小林寺拳法（休部中）、居合道、ラジオ体操（休部中）、レクリエーション、ゲートボール、カヌー、スカッシュバレー、テニス、サッカー（休部中）、エアロビクス、フォークダンス、シニア卓球、ターゲットバードゴルフ、グラウンドゴルフ、ペタンク	14の専門部 ソフトボール バレーボール（スカッシュバレー含） 卓球、空手道、剣道、綱引 ゲートボール、バドミントン ハンドボール、フォークダンス 野外活動 健康マラソン、ドッジボール グラウンドゴルフ テニス（休部） レクリエーション（休部） バスケットボール（休部）	各部構成はしていない
	役員	会長 1名 副会長 3名 理事長 1名 副理事長 2名 事務局 1名 庶務会計理事 1名 理事（各部の部長） 監事 2名 顧問（若干名）	会長（村長） 副会長（教育長） 理事長（理事互選にて選出） 理事（各部長及び若干名の者） 庶務会計理事（教委社会教育担当者） 部長・副部長（各部より） 監査 2名	会長 1名 副会長 2名 事務局 3名 監事 2名 会計 1名
	任期	1期2年（平成14年度改選）	2年（平成13年度改選）	2年
	事務局事務	会議 理事会、総会 郡体育会関係 吾川郡スポーツ大会等申込 会計関係 体育会事務局会計及び町への補助金請求等	会議 理事会 郡体育会関係など 吾川地区体育会大会申込受付 他の体育会などの行事紹介業務 会計関係 庶務会計及び補助金請求など 各部主催大会への補佐業務 村外チームを募集しての大規模大会実施時の事務・大会運営補佐	会議 役員会、総会 会計関係 体育会事務局会計及び村への補助金請求等 事務局は体育会で行っている
主催大会等	ソフトボール大会、バレーボールリーグ、軟式野球リーグ、少年相撲大会、テニス大会、スカッシュバレーボール大会、壮年ソフトボール大会、スローピッチソフトボール大会、駅伝競走大会、小路良吉旗軟式野球大会	村体育会 村民運動会、駅伝大会、マラソン大会 各部 各部主催村内大会 633美杯スカッシュバレー大会	・バレーボール大会 ・ソフトバレーボール大会 ・ソフトボール大会 ・ボーリング大会 ・ゲートボール大会 ・スキー研修 ・ピットリタイムレース大会	

項目		協定項目 2 3 1 6 社会教育関係の取扱い		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
体育指導委員会	目的	伊野町のスポーツの振興と住民のスポーツ活動の促進や、団体の組織への育成及び指導助言を行う。	吾北村のスポーツ振興と住民のスポーツ活動の促進や、団体の組織への育成及び指導助言を行う。	本川村のスポーツ振興と住民のスポーツ活動の促進や、団体の組織への育成及び指導助言を行う。
	概要	伊野町教育委員会が委嘱する	村教育委員会が委嘱する	村教育委員会が委嘱する
	定数	15名以内 現状(男性11名、女性3名) 委員長(1名)、副委員長(1名)	10名以内(現状:女3、男7) 委員長(1名)、副委員長(1名)	7名(現状 男6 女1) 委員長(1名)、副委員長(1名)
	任期	2年(但し再任されることができる) 平成14年7月1日~平成16年6月30日	2年(但し再任されることができる) 平成14年4月1日~平成16年3月31日 補欠の委員任期は前任者の残任期間	2年(但し再任されることができる) 平成14年4月1日~平成16年3月31日
	報酬等	1日 7,700円	・1回7,200円(但し、出務時間が4時間以内の場合は、基本額に0.7を乗じる¥5,040円) ・車馬賃 村内車馬賃(村部落長一覧表記載額) 村外車馬賃(日当・旅費などは吾北村旅費規定による)	1日 7,500円
	会議	年6回開催(2ヶ月に1回) 事業で必要な場合は、別に開催する	定例会(4月、9月、12月) 臨時会(必要に応じ)	年1回総会を行い、事業に応じて開催する
研修会等	吾川地区体育会・体育指導委員合同研修会 高知県体育指導委員研修会 四国地区体育指導委員研修会 全国体育指導委員研究協議会	吾北村体育指導委員研修会(2年に1度) 吾川郡体育指導委員連絡協議会研修会 高知県体育指導委員研修会 四国地区体育指導委員研修会 全国体育指導委員研修会 その他スポーツ研修会	土長南国体育指導委員研修会 本川・大川子ども交歓会 村民登山大会 四国のてっぺん酸欠マラソン大会 村民運動会	
スポーツ少年団	目的	伊野町内の青少年の健全育成及び体力づくりのため	村内の社会体育の健全なる普及及び村民の体力づくりのため。	該当なし
	事務手順	・日本スポーツ少年団から各種スポーツ団体へ直接送付された団体登録申請書の受付をする (1名以上の指導者と小学生以上の少年・少女 10名以上) ・種目、曜日、時間、人員等の把握	・村内の単位スポーツ少年団へ登録希望を確認し、登録を行う ・団員、実施種目、練習日、活動場所などを把握 ・県スポーツ少年団への登録は、村登録団体より希望団体を登録する	
	役員	本部長・伊野町教育長 事務局・教育委員会社会教育担当者	本部長・吾北村教育長 事務局・教育委員会社会体育担当者	
	補助		村子ども会連合会と協力し事業を行うよう補助金を支出している。 役員会でスポーツ少年団への配分額を決めている。	
	使用箇所	伊野ベアーズ (軟式野球)伊野小学校グラウンド 伊野南ファイターズ(軟式野球)伊野南小学校グラウンド 枝川ジュニアーズ (軟式野球)枝川小学校グラウンド 川内スポーツ少年団(軟式野球)川内小学校グラウンド 伊野ミハ`スカット`ール (ミハ`スカット)伊野南小学校体育館	下八川スポーツ少年団 (ソフトボール)村民運動場 上八川スポーツ少年団 (ドッジボール)村民体育館	

項目		協定項目 2 3 1 6 社会教育関係の取扱い			
		現 況			
		伊野町	吾北村	本川村	
スポーツ	社会体育施設運営・維持管理業務	内 容	<p>【伊野町体育館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週6回（月～土）で体育館及び周辺の清掃業務委託を行っている ・施設使用者は申請書を教育委員会へ提出する（2ヶ月先まで予約を取ることができる） ・使用時間は、9時～22時 ・休館日は、12月27日～1月4日まで ・体育館の電球の交換は、体育館二階観覧席後ろにあるワイヤーを降ろして行うことができる <p>【伊野町総合運動場野球場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本球場及び補助グラウンドについては、週2回（月、金）グラウンド整備業務委託を行っている ・施設使用申請及び使用料の納付については、天王コミュニティセンターで受付をする ・鍵等については、テニスコートと同様に開閉業務委託を行っている（利用者には、鍵の貸し出しはしない） ・夜間照明については、年間を通じて利用可能 ・使用時間は、6時～22時 ・休館日は、12月27日～翌年1月4日まで 平成14年に外野の芝生化を実施しているため、今後上記のグラウンド整備以外に外野の芝生についても維持管理が必要となる可能性がある <p>【テニスコート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設使用申請及び使用料の納付については、天王コミュニティセンターで受付をする ・鍵等については、野球場と同様に開閉委託業務を行っている（利用者には、鍵の貸し出しはしない） ・夜間照明については、年間を通じて利用可能 ・使用時間は、6時～22時 ・休館日は、12月27日～翌年1月4日まで 平成15年2月中旬にハードコートから砂入り人工芝のコートに改修予定で今後定期的に砂入れ等のメンテナンスが必要とされている。なお、人工芝については数年に1回張り替えが必要とされている 	<p>【村民体育館】</p> <p>管理者 教育委員会 職員 常勤職員なし（社会体育担当者兼務） 兼務使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吾北中学校、上八川小学校、上八川幼稚園の体育館と兼務使用している ・上記学校、園と協議し、支障のない範囲で予約使用を受け付ける 施設使用者は申請書を教育委員会へ提出し許可を受ける 使用時間は原則8時30分～22時 休館日は村役場に準ずる その他 ・鍵を役場宿直に借り使用後返納 ・公衆電話料金回収・納入 ・清掃・ワックスがけを行う ・その他（電球交換など） 常時における保全は吾北中学校担当 <p>体育館の適切な運営を図るため、吾北村立村民体育館運営審議会を置く</p> <p>【村民運動場】</p> <p>管理者 教育委員会 職員 常勤職員なし（社会体育担当者兼務） 兼務使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下八川小学校、下八川幼稚園の運動場と兼務使用している ・上記学校、園と協議し、支障のない範囲で予約使用を受け付ける 施設使用者は申請書を使用3日前までに教育委員会へ提出し許可を受ける 使用時間は原則8時30分～22時 休場日は村役場に準ずる その他 ・倉庫の鍵を教育委員会にて借り、使用後返却 ・清掃・草刈を実施 ・スポーツトラクタなどによる整地 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての体育施設は学校管理とする。 ・施設使用者は教育委員会へ提出する。

項目		協定項目 2 3 1 6 社会教育関係の取扱い		
		現 況		本川村
		伊野町	吾北村	
スポーツ教室・講習会	目的	町民の健康づくりとスポーツの振興	健康づくりと村民スポーツの振興	現在は行っていない
	事業内容	テニス教室 初心者カヌー教室 小学生陸上教室 小学生ミニバスケットボール教室	水泳教室 パドルテニス教室	
	主催	伊野町教育委員会	教育委員会（水泳・パドルテニス） 中央公民館（水泳・パドルテニス） 体育指導委員会（パドルテニス教室）	
	概要	<p>【予算】</p> <p>テニス教室 70,000円（指導者謝金） 24,000円（消耗品費） 平成14年度 初心者カヌー教室 84,000円（指導者謝金） 平成14年度 10,000円（バス運転手謝金） 40,000円（カヌー運搬用トラック借上料） 平成14年度 小学生陸上教室 70,000円（指導者謝金） 小学生ミニバスケットボール教室 35,000円（指導者謝金） 平成14年度 45,000円（消耗品費） 平成14年度</p> <p>【開催期間】</p> <p>テニス教室・・・5月開催（全5回） カヌー教室・・・6月開催（全4回） 小学生陸上教室・・・5月～7月、9月～10月 （全10回） 小学生ミニバスケットボール教室 ・・・12月～1月（全5回）</p> <p>【講師】</p> <p>テニス教室・・・体育指導委員 県テニス協会登録指導者 カヌー教室・・・体育指導委員 伊野町体育会カヌー部員 小学生陸上教室・・・体育指導委員 小学生ミニバスケットボール教室 ・・・体育指導委員・町職員</p>	<p>【予算】</p> <p>水泳教室 講師謝金 150,000円（2人） 参加賞 30,000円 パドルテニス教室 0円</p> <p>【場所】</p> <p>上八川小学校プール（水泳教室） 下八川小学校体育館ほか（パドルテニス）</p> <p>【開催期間】</p> <p>水泳教室 5日間（8月第1週月曜日～金曜日） 9時～12時 パドルテニス教室 毎月1・3・5火曜日 20時～22時</p> <p>【講師】</p> <p>水泳教室 高知県水泳連盟より派遣 パドルテニス教室 体育指導委員</p>	

項目		協定項目 2 3 1 6 社会教育関係の取扱い		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
各種スポーツ大会	事業目的	スポーツを通じて町民の健康増進と親睦を図る。	村民の間にスポーツを普及し、その振興アマチュア精神の高揚と体力・健康づくりを図り、健康で明るい生活の向上を念願する。	村民の間にスポーツを普及し、その振興アマチュア精神の高揚と体力作りを図り、健康で明るい生活の向上を念願する。
	内容	<p>伊野町教育委員会主催 4月：高知放送杯中学校野球大会（無料） 10月：上田喜一郎旗争奪中学校野球大会（無料） 12月：伊野町中学校駅伝競走大会（無料）</p> <p>伊野町体育会主催 4月：伊野町ソフトボール大会（参加料1チーム3,000円） 5月：体育会長杯テニス大会（参加料1チーム1,000円） 7月：森木敏雄旗争奪ソフトボール大会（参加料1チーム3,000円） 体育会長杯スカッシュボール大会（参加料1チーム600円） 8月：伊野町ソフトフェスティバル（軟式野球）（参加料1チーム7,000円） 9月：壮年ソフトボール大会（参加料1チーム3,000円） 10月：伊野町長杯ソフトボール大会（参加料1チーム3,000円） 11月：伊野町ソフトフェスティバル（卓球）（参加料1チーム1,000円） バトミントン（参加料1チーム1,000円） スカッシュバレー（参加料600円） テニス（参加料1チーム1,000円） ミックスバレー（参加料1チーム1,000円） 12月：伊野町駅伝大会（参加料1チーム1,000円） 1月：伊野町ソフトフェスティバル（卓球）（参加料1,500円） 2月：伊野町バレーボール大会（参加料1チーム1,000円） 3月：小路良吉旗争奪社会人野球大会（参加料5,000円）</p> <p>スポーツ少年団加入団体主催 6月：伊野町少年野球交流大会（参加料5,000円） 1月：ミニバスケットボール伊野大会（参加料 無料）</p> <p>【事務】 会場施設の予約 関係各位の案内 大会要項、組み合わせ表等、大会冊子の作成、 大会準備物品、会場設営、運営、広報</p>	<p>教育委員会・体育会等が主催するもの 8月：子どもミニソフトバレー大会 633美小学生交流ソフトボール 9月：633美杯スカッシュバレー大会 11月：村民運動会 子どもミニソフトバレー大会 12月：マラソン大会（村民会議など） 1月：駅伝大会（商工会青年部など） 年間：村長杯、教育長杯、議会議長杯 各種スポンサーによる大会 ソフトボール スカッシュバレー ゲートボール グラウンドゴルフ 空手など</p> <p>【事務】 会場の予約・申請 関係者への案内、来賓者案内 大会要項作成、組み合わせ表作成、 大会冊子作成、大会準備品用意、 会場設営・片付、お礼状作成</p>	<p>本川村主催 5月：村民登山大会（15年度計画無し） 回覧にて周知、募集後レクリエーション保険に加入、体育指導委員と連携して登山の下見、年齢別などによるコースの考案、バスの手配</p> <p>9月：四国のでっぺん酸欠マラソン大会 毎年9月の第4日曜日に開催 山荘しらすを起点に10.5km、5kmを折り返すマラソン大会、年度当初に実行委員会を開催して概要を決定する。6月頃から募集、周知（各マスメディア・市町村教委・体育施設・マラソン同好会等）、スポンサー依頼（プログラム広告にて）、コース整備、スタッフ配置（役場・関係団体に依頼する）、クレーム対応等々</p> <p>10月：村民運動会 8月末に体育指導委員会を開催して開催日、競技種目を検討する。 9月当初に部落部長会を開催し、開催日、競技種目、チーム役員、応援席等を検討する。 その後役場関係者に準備、当日の依頼をし、体育指導委員と共に役割分担をする。</p>

項目		協定項目 2 3 1 6 社会教育関係の取扱い		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
町 村 立 学 校 体 育 施 設 開 放 ス ポ ー ツ	根拠法令等	伊野町立学校体育施設の開放に関する規則	吾北村立小中学校設置等に関する条例 吾北村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則	本川村立学校施設使用条例 本川村立小中学校の施設の開放に関する規則 本川村立休校学校施設使用に関する規則
	目的	伊野町教育委員会が学校教育に支障のない範囲で町立学校の体育施設を地域住民に開放し、生涯スポーツの普及及び振興を図る。	吾北村における社会体育の普及のため学校の施設を学校教育に支障のない範囲で児童生徒その他一般村民に開放する。	本川村における社会教育及び社会体育の普及並びに児童及び生徒の心身の健全な発達を図るために学校施設を学校教育に支障のない範囲で児童生徒その他一般村民に開放する。
	開放の範囲	団体がスポーツのために利用する場合とし、開放する施設は小中学校の運動場及び体育館とする。	団が行うスポーツ及びレクリエーションのため利用する場合とし、開放する施設は小中学校の校庭、体育館、水泳プールとする。	団が行うスポーツの利用に供するための校庭・体育館。
	開放施設	・中学校 伊野、伊野南、神谷 ・小学校 伊野、伊野南、枝川、川内、神谷	・中学校 吾北 ・小学校 清水、上八川、小川、下八川 (休校) 清水第二、三水、中央、上東	・本川中学校グラウンド ・本川中学校体育館 (休校) 越裏門小学校・本川小学校
	利用者の範囲	・伊野町内に在住若しくは勤務する者3人以上で組織する団体であること ・代表者として成人を選任しているものであること ・教育委員会に登録した団体であること ・その他、教育長が必要と認めるもの	・村内在住、在勤、又は在学する者で10人以上で団体を構成しているもの ・前項のうち、未成年で構成されている場合は監督者としての成人が含まれているもの ・その他教育委員会が特に認めた団体	・村内在住、在勤若しくは在学するものが団体を構成し、かつ、当該団体に監督者としての成人が含まれているもの。
	開放日時	・運動場 日曜日及び休日 8時～21時 土曜日 14時～21時 その他の日 17時～21時 ・体育館 日曜日及び休日 8時～22時 土曜日 14時～22時 その他の日 17時～22時 利用日欄中『休日』とは国民の祝日と学校休業日とする 1月1日～1月4日まで及び12月27日～31日までの間は開放しない 学校教育等の都合により学校長より申し出があった場合は臨時に開放を中止することができる	昼間 夜間 ・校庭 日曜日及び休日 5月～10月：9時～17時 18時～22時 11月～4月：9時～16時 “ (但し、学校行事が行われない日) ・体育館 日曜日及び休日：13時～16時 18時～22時 ・水泳プール 教育委員会及び学校長 13時～16時 により別途に定める。	・校庭 4月から11月 平日 18時30分から22時 日祝長期休業日 9時から22時 12月から3月 平日 18時30分から21時 日祝長期休業日 9時から21時 ・体育館 4月から3月 平日 18時30分から22時 日祝長期休業日 9時から22時 ・休校学校 校庭等 12月29日から翌年1月3日までの間を除く 8時30分から17時 体育館 4月から3月 18時30分から22時
	事務手順	・施設利用希望者から提出された学校体育施設開放利用団体登録書の受付 ・利用を承認した団体に対して登録証を交付 ・学校開放予約申込書の受付 ・利用団体から提出される日誌の受付 ・施設開放に伴う屋外体育施設の夜間照明施設の電気使用料の納付の受付 ・種目、曜日、時間、人員の把握	・開放に関する事務は教育委員会が管理する 但し、この事務は施設を開放する学校長にその一部を委任することができる ・鍵の貸し出し(一部施設で周辺の鍵保管者宅にて貸し出し、返却を行う)	・開放に関する事務は、教育委員会が管理する 但し、施設を開放する学校長にその一部を委任することができる ・鍵の貸出(休校学校施設は、公民館、部落長ほか鍵保管者宅にて貸出、返却)
	手続	利用を希望する団体の代表者は、登録申請書並びに使用許可申請書を教育委員会に提出し、あらかじめ許可を受けなければならない。	利用を希望する日の5日前までに申請書により教育委員会の許可を得る。	利用希望日の7日以前に所定の申込書によって教育委員会の許可を得る。休校学校については、前日までに所定の申込書によって教育委員会の許可を得る。
	使用料の免除	・この規則に基づき利用を許可するものについては、夜間運動場照明料を除き使用料は免除する ・夜間に運動場を利用し、照明施設を利用する者は、電気料を負担しなければならない	・この規則に基づき利用を許可するものについては、使用料は免除する 吾北村の社会体育団体利用者は現在無料	・管理者において必要と認めた場合 ・社会体育団体及び村内在住、在勤若しくは在学するものが団体を構成し、かつ、当該団体に監督者としての成人が含まれているもの

項目		協定項目 2 3 1 6 社会教育関係の取扱い		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
文化祭	目的	伊野町文化協会所属団体等が、生涯学習活動での成果を発表することで、学習者の更なる活動意欲の向上を図るとともに、学習活動を町内外に向けてアピールすることを目的とする。	生涯学習活動での成果を発表することで、学習者の更なる活動意欲の向上を図るとともに、学習活動を村内外に向けてアピールすることを目的とする。 生涯学習関連情報の提供。	文化推進協議会の絵画・書芸等部会の作品の発表機会として開催している。最終日には、ふるさと芸能発表会を開催し午前中は、子どもの情操教育を育む目的で音楽コンサート、午後は、文化推進協議会の舞踊・詩吟等部会や保・小・中学校の発表の機会として開催している。
	名称	伊野町文化祭（児童・園児美術展も含む）	吾北村文化祭	本川村産業文化祭
	主催	伊野町文化協会 後援 伊野町教育委員会	吾北村教育委員会、吾北村中央公民館、吾北村、吾北村文化協会	本川村
	開催	毎年文化の日を入れた連続3日間	毎年11月（第3週目の金曜日～日曜日）に中央公民館で開催。	毎年10月の最終の金・土・日に産業建設課と合同で開催。
	内容	伊野町立公民館・伊野町立体育館内で活動の発表、作品の展示を行う。子どもの作品（書道、絵画等）も同時に展示している。	・村民などによる作品の展示 写真、俳句、短歌、絵画、書道、手工芸、華道、盆栽など ・期間中は文化協会員によるお茶席を設ける ・村内児童生徒による巡回書画展も開催	プラチナ交流センターで芸能発表、本川中学校で文化作品、農林産品などの展示を行う。
	事務手順	・文化祭は文化協会会員が主体で実施 ・児童・園児美術展は町内各保育園、幼稚園、小学校から出品を募る ・入選者名簿の作成・配布 ・作品の展示、片づけ、返却 ・賞状、賞品の準備と配布	・公民館教室、文化協会会員にも出品を呼びかける ・10月に募集チラシを配付し村民へ広報を行う ・開催日前の木曜日に作品搬入 ・受付、展示業務 ・文化祭のしおり作成業務 ・会場、作品等の管理 ・参加賞の配付 ・月曜日に作品搬出、片付 ・事務局は、中央公民館	・8月に村内に要項を各戸配布 ・9月に文推協役員会の開催 ・開催日前の月曜日に各公民館等に作品搬入 ・受付、展示業務 ・会場・作品等の管理 ・優秀作品の表彰（最終日） ・参加賞の配布
文化協会	名称	伊野町文化協会	吾北村文化協会	本川村文化推進協議会
	概要	【会費】 ・団体会費 人数×500円 ・個人会費 500円 【補助金等】 補助額 平成13年度 年額 650,000円	・吾北村文化推進協議会より改名 ・村内にある文化グループ・団体・個人が入会 現在の会員数20名（団体代表者登録含） ・会計は村補助金及びその他の収入を充てる	【会費】 個人部会費 1,200円 (2つ以上入部しても会費は1つの部のみへ納入) 【補助金】 380,000円
	事業内容	和紙のちぎり絵サカ展 春の生け花展 チャリティー発表会 桂民謡会チャリティー発表会 伊野川柳大会 ダンスサカ伊野発表会 伊野町俳句大会 中央地区大正琴弾き初め大会 伊野町混声合唱団定期演奏会 仁淀川下流広域交流美術展	フォークワグ 作品展 土佐のふみの会 東西南北まわり舞台 初夏の生け花展 伊野町大正琴定期演奏会 伊野町文化祭 春の生け花展	東西南北まわり舞台参加 吾北村文化祭開催 吾北村芸能発表大会開催 その他（自主活動・参加行事）

項目		協定項目 2 3 1 6 社会教育関係の取扱い		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
文化財の指定	根拠法令等	伊野町文化財保護条例 伊野町文化財保護条例施行規則	吾北村文化財保護条例 吾北村文化財保護に関する規則	本川村文化財保護条例 本川村文化財保護条例施行規則
	概要	伊野町の歴史・文化を知る上で貴重な文化的財産を指定することにより、保護の対象とする。	文化財保護法及び高知県文化財保護条例の規定により指定を受けた文化財以外の文化財で、吾北村の区域内に存するもののうち重要なものについて、その保護及び活用のため必要な措置を図り、もって村民の文化の向上に資することを目的とする。	文化財保護法及び高知県文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、本川村の区域内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を図り、もって村民の文化の向上に資することを目的とする。
	事務手順	所有者の指定申請・同意に基づき、教育委員会が指定保護の妥当性について町文化財保護審議会に諮問、答申を受けて指定・公示を行う。	所有者の同意に基づき、教育委員会が指定保護の妥当性について村文化財審議委員会に意見を聞き、建議を受け公示。	所有者の同意に基づき、教育委員会が指定保護の妥当性について村文化財審議委員会に意見を聞き、建議を受け公示。
	対象者	文化財の所有者・団体等	文化財の所有者・団体等	文化財の所有者・団体等
	実施期間	申請・指定事由の発生した時点に限り	指定事由の発生した時点	指定事由の発生した時点
	説明板の設置	指定文化財が史跡、名勝、天然記念物であるときは、教育委員会において定める標識（説明板）を設置する。	管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置する。	管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置する。
文化財の解除	概要	伊野町指定文化財がその価値を失ったとき、町内に所在しなくなったとき、その他の事由が生じた場合、指定の解除を行う。	村保護文化財としての価値を失った場合その他特殊な理由があるときは、その指定を解除することができる。	村保護文化財としての価値を失った場合その他特殊な理由があるときは、その指定を解除することができる。
	事務手順	指定解除の事由の発生を受け、教育委員会が指定解除の妥当性について町文化財保護審議会に諮問、答申を受け、所有者への解除・公示を行う。	教育委員会はあらかじめ村文化財審議委員会に意見を聞き建議を受け、公示とともに所有者に告知しなければならない。	教育委員会はあらかじめ村文化財審議委員会に意見を聞き建議を受け、公示とともに所有者に告知しなければならない。
	対象者	文化財の所有者・団体等	文化財の所有者・団体等	文化財の所有者・団体等
	実施期間	申請・指定事由の発生した時点に限り	指定事由の発生した時点	指定事由の発生した時点

項目		協定項目 2 3 1 6 社会教育関係の取扱い		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
文化財調査・保護業務	概要	指定文化財について、保安・保存・修復など管理指導を行う。	指定文化財について、保安・保存・修復など管理指導を行う。	指定文化財について、保安・保存・修復など管理指導を行う。
	事務手順	所有者の報告・依頼・教育委員会事務局の調査・状況把握により、適宜所有者への指示を行う。	所有者の報告・依頼・教育委員会事務局の調査・状況把握により、適宜所有者への指示を行う。	所有者の報告・依頼・教育委員会事務局の調査・状況把握により、適宜所有者への指示を行う。
	対象者	指定文化財の所有者・団体等	文化財所有者・団体等	文化財所有者・団体等
	実施期間	指示事由の発生した時点に限り	指定事由の発生した時点	指定事由の発生した時点
	該当物件	国指定有形文化財：八角形漆塗神輿、八代の舞台 国指定無形文化財：濱田幸雄（人間国宝） 県指定：考古、工芸品、工芸技術、天然記念物7点 町指定：史跡、天然記念物、民俗・無形（有形）民俗、民俗資料、無形・工業技術、有形・絵画、有形・建造物、有形・工芸品、有形・考古資料等44点	県指定無形文化財：津賀ノ谷獅子舞 県指定天然記念物：縦ノ木山の大スギ 吾北村のヤブツバキ 村指定物は現在該当なし ピックアップされた物を検討中である	国指定有形（建造物）文化財：山中家住宅 国指定無形（民族）文化財：本川神楽 県指定有形（工芸）文化財：鱈口 村指定：史跡、天然記念物、彫刻等34点
文化財 歴史民俗資料館運営業務	根拠法令等	該当なし	該当なし	本川村新郷土館設置条例 本川村新郷土館管理運営規則
	名称			本川村新郷土館
	目的			文化財保護法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を図り、もって文化の向上に資することを目的とする。
	施設概要			1. 開館 平成12年11月1日 2. 開館時間 8時30分～17時 3. 休館日 日曜、祝祭日、年末年始は役場に準じる 4. 入場料 無料
	展示内容			民俗民具資料 約200点

項目		協定項目 2 3 1 6 社会教育関係の取扱い		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
青年 団活動	概要	町内在住の青年が学習、文化、体育、レクリエーション、社会奉仕等の活動に参加して会員相互の研修と親睦を図り、よりよい町づくりに貢献する。	村内在住・在勤等の青年が学習、文化、スポーツ、レクリエーション、ボランティア等の活動に参加して会員相互の研修と親睦を図り、よりよい村づくりに貢献する。	村内在住・在勤等の青年が学習、文化、スポーツ、レクリエーション、ボランティア等の活動に参加して会員相互の研修と親睦を図り、よりよい村づくりに貢献する。
	事務手順	会議開催 補助金交付事務	補助金交付事務 実施事業への協力	補助金交付事務
	対象者	町内在住青年	村内在住・在勤等の青年	本川村内の青年
	組織の状況	団員（町内在住青年） 21人	団員10人（名簿上は約40人）	団員7人
	実施時期	4月1日～翌年3月31日	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日
	内容	伊野町民祭、キャンプ、ウォークラリー手伝い、ヤングセミナー、大国様秋祭り手伝い、門松づくり、成人式手伝い等	吾北村夏祭り花火大会、スポーツ大会開催・参加、成人式開催、村もみじまつり参加、交流会開催、新団員歓迎会開催、ボランティア活動の実施、事業の委託（陣ヶ森を歩こう家族のつどい）	嶺北5ヶ町村で大豊町主催の交流会に参加
	名称	伊野町青年団	吾北村青年団	本川村青年団
各種 団体	役員構成	団長 1人、副団長 1人、監査 2人、事務局長 1人、事務局次長 1人、情宣部長 1人、情宣部次長 1人	団長 1名、副団長 1名、会計 1名、事務局長 1名、監査 1名、各種部長 若干名	団長 1名、副団長 1名、事務局長 1名、監事 2名
	名称	伊野町PTA連合会	吾北村PTA連合会	本川村PTA連合会
PTA 連合会	組織	PTA役員 会長 1名 副会長 2名 幹事 5名 監査員 2名 事務局長 1名 会計 1名	単位PTA：吾北中、下八川幼・小、小川幼・小 上八川幼・小、清水幼・第一小 役員：会長 1名 副会長 4名 監事 2名 郡P代議員3名 （会長、副会長、事務局長） 事務局長1名	単位PTA：本川中学校、長沢小学校 役員：会長 1名 副会長 3名 監査 2名
	財源	町補助金 400,000円 各学校PTA負担金 401,000円 （200円×家庭数2,007） 雑収入 10,000円	村補助金 225,000円 単位PTA拠出金 その他の収入	村補助金 130,000円
	活動	総会 1回 役員会 適時開催 代議員会1回、臨時会 国内研修旅行	総会 役員会 理事会 PTA研修会（全国・四国・県・郡P） 表彰事業 その他	総会 1回 役員会 適時開催 郡P、県P研修会への参加

項目		協定項目 2 3 1 6 社会教育関係の取扱い			
		現 況			
		伊野町	吾北村	本川村	
婦人会活動	名 称	伊野町連合婦人会	吾北村連合婦人会	本川村連合婦人会	
	概 要	会員相互の交流と親睦を図り、更に伊野地区婦人会員の資質の向上に努め生活と地位の向上を図る。	村内在住・在勤等の女性が学習、文化、スポーツ、レクリエーション、ボランティア等の活動に参加して会員相互の研修と親睦を図り、よりよい村づくりに貢献する。	各地区婦人会の連絡協調を図り、その活動を助長すると共に、婦人の教養を高め、生活の地位の向上を図りながら、社会の発展に寄与する。	
	事 務 手 順	会議の開催、伊野町民祭への参加、婦人会研修、スポーツ大会	補助金交付事務 実施事業への協力	4月第2日曜日に総会を開催 村内の各種行事への参加 婦人会研修会への参加	
	対 象 者	町内在住婦人	村内在住・在勤等の女性	村内在住の婦人	
	役 員 構 成	会長1名、副会長3名、書記1名、会計1名、監事2名、代議員各地区5名	会長1名、会計1名、監査1名、単位地区会長4名	会長(書記兼務)1名、副会長4名、会計1名、監事3名	
	実 施 時 期	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日	
	組 織 の 状 況	会員270人	会員147人	会員106名	
	内 容	代議員会、役員会、研修会実施・参加、ボランティア活動、慰霊祭参加、会長あて職の各種委員会への出務、町行事等への参加、チャリティー活動	代議員会、役員会、研修会実施・参加、特養ホーム訪問、ボランティア活動、募金活動、チャリティー活動、慰霊祭参加、会長あて職の各種委員会への出務、村行事等への参加	代議員会、役員会、研修会実施・参加、募金活動、慰霊祭参加、会長あて職の各種委員会への出務、村行事等への参加、ボランティア活動、自主活動(国道の清掃、国道の花の手入れ、村内公衆トイレの清掃、廃油セッケン作り、村政を語る会の開催、文集めばえの作成)	
各種団体	子ども会連合会	名 称	伊野町子ども会連合会	吾北村子ども会連合会	該当なし
		目 的	各地域、単位子ども会が相互の連絡、連携をはかり、子ども会活動を充実し、子どもの健全育成に寄与する。	子どもたちの健全育成のための活動を行う。	
		内 容	・事務説明会(4月) ・指導者・育成者研修会(6月～10月)	てんさい集まれ!10年式事業 花いっぱい運動事業 環境美化事業 緑の少年団事業 青少年健全育成に関する行事 スポーツ活動(村スポ少と共に) 研修会などの開催・参加 その他	
		会 議	・総会 (4月) ・役員会 (随時)	吾北村子ども会連合会総会、役員会	
		組 織 の 状 況	町内の単位子ども会36団体が加盟	会員数423人	
		役 員 構 成	会長1名、副会長2名、部長1名、幹事9名、常任相談役3名	会長1名、副会長2名、会計2名、理事9名、事務局1名、顧問3名	
		事 務 局	少年育成センター (H15.4～は、会長の指定する役員方)	教育委員会社会教育担当者	

項目		協定項目 2 3 1 6 社会教育関係の取扱い			
		現 況		本川村	
		伊野町	吾北村		
青少年育成センター補導事業	根拠法令等	伊野町少年育成センター設置条例 伊野町少年育成センター運営規則	吾北村青少年指導センター設置条例 吾北村青少年指導センター設置条例施行規則 吾北村青少年指導センターの業務を行う指導員の勤務に関する規程	該当なし	
	名称	伊野町少年育成センター	吾北村青少年指導センター		
	目的	少年問題を取り扱う関係機関及び団体相互の緊密な連絡調整を図り、少年の健全な育成、指導を総合的かつ効果的に行うことを目的とする。	青少年問題に関する機関及び団体等との連絡調整を図り、青少年の非行を防止して健全な育成指導を総合的かつ効果的に行うことを目的とする。		
青少年育成センター補導事業	内容	<p>【概要】 少年の非行について街頭指導及び継続補導を実施する。少年問題の相談に応じる。少年問題関係機関及び団体等との連絡調整</p> <p>【事業内容】 街頭補導・・・通年 ・定期補導・・・日中行うもの ・夜間補導・・・夜間行うもの ・特別補導・・・神祭、イベントの開催時、特異事案発生時</p> <p>【組織】 補導委員会 ・定数・・・若干名 ・業務・・・街頭指導、継続補導、相談への助言、指導少年の健全育成及び非行防止のために必要なことを行う</p> <p>・報酬・・・2,500円/回 ・会議・・・年1回(5月) ・その他・・・1人13,900円の傷害保険に加入</p> <p>【補導教員】 ・伊野中学校の教諭1名を配置 ・時間外勤務について報償費で対応</p>	<p>【概要】 村教育委員会に村青少年指導センターを設置する。村教育委員会が委嘱する。</p> <p>【職員】 所長 1名(村教育長) 指導員 若干名(補導専門職員) 事務職 若干名(村教委事務局職員) 【補導委員】 若干名 教育委員会が委嘱 任期は1年 再任を妨げない 平成14年4月1日～平成15年3月31日</p> <p>【補導委員報酬】 ・日額出務 7,200円 (但し、出務時間が4時間以内の場合は、基本額に0.7を乗じる¥5,040円) ・夜間補導 1,500円/1時間</p> <p>【車馬賃】 ・村内車馬賃(村部落長一覧表記載額) ・村外車馬賃(日当・旅費などは吾北村旅費規定による)</p> <p>【運営費用】 ・県負担2分の1以内 ・村負担2分の1以上</p>	該当なし	
青少年育成センター運営審議会	内容	<p>【青少年育成センター運営審議会】 ・運営について、町教育委員会の諮問に答えること ・運営について、町教育委員会にその意見を述べること</p> <p>【委員の定数】 若干名</p> <p>【委員の委嘱】 少年問題関係機関及び団体の役員又は職員の中から、教育委員会が委嘱又は任命する。</p> <p>【委員の任期】 2年</p> <p>【委員会の開催】 会議は年2回会長が召集</p> <p>【委員報酬】 7,700円/回</p>	<p>【吾北村青少年指導センター運営協議委員】 目的 指導センターの効果的な運営を図る 概要 村教育委員会が委嘱する 定数 12名以内 任期 2年(但し再任されることができる) 平成14年4月1日～平成16年3月31日 (補欠の委員任期は前任者の残任期間)</p> <p>委員及び特別委員(非常勤) 会長 1名、副会長 1名</p> <p>報酬 ・日額出務 7,200円(但し、出務時間が4時間以内の場合は、基本額に0.7を乗じる¥5,040円) ・夜間補導 1,500円/1時間</p> <p>車馬賃 ・村内車馬賃(村部落長一覧表記載額) ・村外車馬賃(日当・旅費などは吾北村旅費規定による)</p> <p>会議 定例会(1回)、臨時会(必要に応じ)</p>		該当なし
青少年育成センター運営審議会	内容	<p>【青少年育成センター運営審議会】 ・運営について、町教育委員会の諮問に答えること ・運営について、町教育委員会にその意見を述べること</p> <p>【委員の定数】 若干名</p> <p>【委員の委嘱】 少年問題関係機関及び団体の役員又は職員の中から、教育委員会が委嘱又は任命する。</p> <p>【委員の任期】 2年</p> <p>【委員会の開催】 会議は年2回会長が召集</p> <p>【委員報酬】 7,700円/回</p>	<p>【吾北村青少年指導センター運営協議委員】 目的 指導センターの効果的な運営を図る 概要 村教育委員会が委嘱する 定数 12名以内 任期 2年(但し再任されることができる) 平成14年4月1日～平成16年3月31日 (補欠の委員任期は前任者の残任期間)</p> <p>委員及び特別委員(非常勤) 会長 1名、副会長 1名</p> <p>報酬 ・日額出務 7,200円(但し、出務時間が4時間以内の場合は、基本額に0.7を乗じる¥5,040円) ・夜間補導 1,500円/1時間</p> <p>車馬賃 ・村内車馬賃(村部落長一覧表記載額) ・村外車馬賃(日当・旅費などは吾北村旅費規定による)</p> <p>会議 定例会(1回)、臨時会(必要に応じ)</p>		

項目		協定項目 2 3 1 6 社会教育関係の取扱い		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
青少年育成町・村民会議	名 称	青少年育成伊野町民会議	青少年育成吾北村民会議	本川村青少年育成村民会議
	目 的	青少年問題を全町民のものとし、正しい理解と実践を通して青少年の健全育成を図る。	青少年問題の持つ重要性にかんがみ、広く村民の総意を集結し、行政施策と呼応して次代の日本をになう青少年の健全な育成を図る。	広く村民の総意を結集し、行政施策と呼応して、次代をになう青少年の健全な育成を図る。
	団 体 の 概 要	広報、啓発活動を中心とする地域に根ざした活動を行う。	村長、議会（議長・副議長・議員）、社会教育委員長、県民会議推進指導員、森林組合長、北仁淀地区保護司会吾北分区長、県民会議推進指導委員、民生児童委員、教育長、教育相談員、公民館長、婦人会長、青年団長、社会福祉協議会事務局長、その他趣旨に賛同する団体及び個人	名前のみで過去十何年活動なし 会長は村長
	事 業 内 容	・少年の主張大会（9月） ・生活指導用チラシ（「休みのくらし」）の発行、年3回 ・水難防止啓発活動（7月～9月） ・文化伝承創作活動（土佐凧づくり）12月、1月	運営委員会（1回以上） マラソン大会 駅伝大会 少年の主張大会 あいさつ運動事業 子どもスポーツ大会（ミニソフトバレー等）	活動なし
	役 員 構 成	会長 1名	会長 1名 副会長 若干名 運営員 若干名 推進委員 若干名 監事 2名	会長 1名
	事 務 局	少年育成センター	役場住民課長	教育委員会
子ども会育成指導者会	名 称	伊野町子ども会育成指導者会	該当なし	該当なし
	目 的	子どもたちの健全育成のため、子ども会育成者及び指導者の連絡調整を図り、相互の研修に努める。		
	募 集 内 容	・初任者研修会（4月） ・指導者・育成者研修会（6月～10月）		
	会 議	・総 会（4月） ・役員会（随時）		
	組 織 の 状 況	子ども会連合会役員で構成		
	役 員 構 成	会長 1名 副会長 2名 部長 1名 幹事 9名 常任相談役 3名		
事 務 局	少年育成センター			

項目		協定項目 2 3 1 6 社会教育関係の取扱い		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
公民館 公民館運営審議会	根拠法令等	伊野町立公民館の設置及び管理に関する条例	吾北村公民館設置並びに管理条例 吾北村公民館運営審議会及び委員に関する規則	本川村公民館設置並びに管理条例
	内 容	<p>【公民館運営審議会】 公民館における各種事業の企画実施につき調査審議する。</p> <p>【委員の定数など】 ・定数：15名以内 ・任期：2年</p> <p>【委員の委嘱】 学校教育及び社会教育の関係者並びに識見を有するものの中から、教育委員会が委嘱する。</p> <p>【委員会の開催】 年間2回</p> <p>【委員報酬】 年間38,700円</p>	<p>【公民館運営審議会】 公民館長の諮問に応じ公民館の運営並びに事業の企画実施につき調査審議し公民館活動の振興発展を図る。</p> <p>【委員の定数など】 ・定数：15名以内 社会教育委員 ・任期：2年 平成13年10月1日～平成15年9月30日</p> <p>・会長1名（互選） ・会長職務代理（会長指名）</p> <p>【委員の委嘱】 社会教育法の規定に基づいて教育委員会が委嘱する。</p> <p>【事務手順】 会議の招集（会長、公民館長）</p> <p>【実施時期】 会議の開催年2回（定例会12月・4月、臨時会）</p> <p>【委員報酬】 1回7,200円 （但し、出務時間が4時間以内の場合は、基本額に0.7を乗じる¥5,040円）</p> <p>【委員車馬賃】 村内車馬賃（村部落長一覧表記載額による） 村外車馬賃（日当・旅費などは吾北村旅費規定による）</p>	平成12年度より公民館運営審議会を設置していない。 条例からも項目を削除している。
	参 考 法 令	<p>【社会教育法】 （公民館運営審議会）</p> <p>第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。</p> <p>2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。</p> <p>第30条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。</p> <p>2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。</p>		

項目		協定項目 2 3 1 6 社会教育関係の取扱い		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
公民館 内 公民館運営管理業務	根拠法令等	伊野町立公民館の設置及び管理に関する条例	吾北村公民館設置並びに管理条例	本川村公民館設置並びに管理条例 本川村プラチナ交流センターの設置及び管理に関する条例
	内容	<p>【公民館の使用料に関すること】 公民館を使用しようとする者は、使用料をあらかじめ納付しなければならない。ただし、社会教育法及び学校教育法並びに公共の用に供する場合には納付を要しない。</p> <p>【公民館の貸し出し事務】 申し込み時期 使用日前60日から受付 申し込み方法 所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む 使用許可 施設の使用調整をし、許可する 使用許可の制限 法に規定する公民館の運営方針及び公民館設立の趣旨に違反するとき。公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。管理上支障があると認めるとき。その他使用を不相当と認めるとき。 使用料の徴収 申請書提出時に徴収 使用料の還付 使用者の責にきずることのできない理由により使用できなかったとき、及び使用日前7日までに使用許可の取り消しを申し出たときは全額。 使用日3日前までに使用許可の取り消しを申し出たときで前記述以外の場合半額。</p> <p>【休館日】 1月1日から1月4日まで及び12月27日から12月31日まで。</p>	<p>【設置管理に関すること】 施設：中央公民館、清水公民館、小川公民館、下八川公民館 職員 ・常駐：常勤職員 1名 中央公民館長 非常勤職員 2名 臨時職員 補導専門職員 ・非常駐：公民館支館長（非常勤職員） ・各公民館に支館長を置いている。 上八川（中央）公民館1名、清水公民館1名、小川公民館1名、下八川公民館不在 ・報酬（年額）29,800円 （会議）7,200円 但し、出務時間が4時間以内の場合は、基本額に0.7を乗じる¥5,040円 ・車馬賃 村内車馬賃（村部落長一覧表記載額） 村外車馬賃（日当・旅費などは吾北村旅費規定による） 公民館の使用は法第22条に規定する事業を行うために利用する場合を除く外法第23条に規定する公民館の運営方針及び公民館設立の趣旨に違反しないものに限り、使用料を徴収してこれを使用させることができる。 但し、社会教育及び公共事業のために使用する場合その他教育委員会が必要と認めるときは、使用料を減免することができる。 施設使用者は、使用の前日までに使用料を添えて所定の用紙に記載した許可申請書を提出し、教育委員会の許可を受けなければならない。 使用時間は原則8時30分～22時 休館日は村役場に準ずる。但し土曜日開館。</p>	<p>【プラチナ交流センター、脇ノ山公民館、越裏門公民館】 施設使用区分 はじめの4時間の基本料金 大ホール 2,060円 超過1時間毎の追加料金 200円 和室（1室） 510円 超過1時間毎の追加料金 100円 その他の研修室 510円 超過1時間毎の追加料金 100円 調理実習室 510円 超過1時間毎の追加料金 100円</p> <p>使用は午前8時30分より午後11時まで 宿泊者の利用料金は1名1,030円 （午後5時から翌日午前9時）</p> <p>【設備機器使用料】 申請書の提出のみで使用料金は徴収しない</p>
	参考法令	【社会教育法】 （公民館の設置） 第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。		

項目	協定項目 2 3 1 6 社会教育関係の取扱い 現 況
留意事項	<p>社会教育事業については、住民の生活文化の振興のため充実した環境を整備し、そのため学習機会、情報提供等に努めつつ、住民サービスの低下を生じないように再編することが適当である。</p> <p>社会教育については、成人式の開催日・式典内容・主催者・記念品等の相違、家庭教育事業の取り組み内容の相違、各種講座の開催内容の相違があり、校庭開放児童会は伊野町の実施事業である等調整が必要である。</p> <p>スポーツについては、各種団体の組織・活動内容、施設運営管理業務等及び各種大会・教室・講習会の相違、学校体育施設開放の相違等調整が必要である。</p> <p>文化振興・文化財については文化祭、文化財の指定等3町村それぞれ実施しているが若干相違がある。また歴史民俗資料館は本川村のみであるが別の協議項目で調整する。</p> <p>各種団体については3町村においてそれぞれ設置されており統合の方向での調整が必要である。</p> <p>青少年育成関係については、3町村において若干の相違があり調整が必要である。</p> <p>公民館関係については、使用料、運営審議会、管理業務等に相違があるが、使用料、運営審議会については別の協議項目で調整することとし、管理業務等他の相違について調整する必要がある。</p>
調整方針（案）	<p>社会教育関係について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人式は、合併時統合する。 ・校庭開放児童会は、現行のとおり新町に引き継ぐ。 ・その他の社会教育関係については、合併後策定する。 <p>スポーツ関係について団体及び大会・教室・講習会等において統合できるものについては、合併後速やかに統合するよう調整し、独自のものについては、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>文化振興関係について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化祭は、合併後調整する。 ・文化協会は、合併後統合する。 <p>文化財関係については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>各種団体関係については、合併後統合するよう調整する。</p> <p>青少年育成関係については、合併時統合する。</p> <p>公民館運営管理業務等については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p>
協議の結果	

その他

1. 第10回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について

日時：平成15年10月24日（金）午後2時～

場所：すこやかセンター伊野大会議室

協議事項： 使用料、手数料等の取扱いについて〔協定項目第15号〕

保健衛生関係事業の取扱いについて〔協定項目第23-9号〕

農林水産関係事業の取扱いについて〔協定項目第23-12号〕

建設関係事業の取扱いについて〔協定項目第23-14号〕

2. 今後の協議会の日程変更について

【第11回協議会】

変更前 日時：平成15年11月28日（金）午後2時～

場所：吾北村中央公民館2階大ホール

変更後 日時：平成15年11月21日（金）午後2時～

場所：本川村プラチナ交流センター

【第12回協議会】

変更前 日時：平成15年12月26日（金）午後2時～

場所：本川村プラチナ交流センター

変更後 日時：平成15年12月19日（金）午後2時～

場所：吾北村中央公民館2階大ホール